

## 糸島市消防団応援の店事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、糸島市消防団（以下「消防団」という。）及び地域の活性化を図ることを目的とし、糸島市内の事業所等が自らの協力の下に、糸島市消防団員（以下「団員」という。）に対し優遇サービス等の提供を行うことに関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 糸島市内の事業所、店舗又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団応援の店 消防団の活性化及び団員の支援のため、団員に対して優遇措置を提供することを自ら定めた事業所等のうち、市長の登録を受けた事業所等をいう。
- (3) 登録証 消防団応援の店に対して、登録した証として交付するものをいう。
- (4) 表示証等 消防団応援の店に対して、消防団を支援する証として交付する表示証及び表示ステッカーをいう。
- (5) 優遇措置 消防団応援の店が団員に対して行う代金の割引、特典の付与等の支援をいう。

(登録の申請)

第3条 消防団応援の店として市長の登録を受けようとする事業所等は、糸島市消防団応援の店登録申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

2 団体が申請を行う場合は、糸島市消防団応援の店登録申請書（団体用）（様式第2号）及び糸島市消防団応援の店団体登録申請表（様式第2号別紙）により一括して申請することができる。

(登録の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合はこれを審査し、相当と認めるときは、消防団応援の店として登録を行うものとする。ただし、次に掲げる事業所等については登録を行わない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業所等
- (2) 糸島市暴力団排除条例（平成22年糸島市条例第200号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業所等
- (3) 宗教活動又は政治活動を行う事業所等
- (4) 通信販売、電話勧誘販売等の対面による販売を前提としない事業所等
- (5) 前各号に定めるもののほか、公序良俗に反する等市長が適当でないと認める事業所等

(登録証及び表示証等の交付)

第5条 市長は、消防団応援の店に対し、登録証(様式第3号)及び表示証等(様式第4号、様式第4号の2)を交付するものとする。

2 市長は、糸島市消防団応援の店登録一覧(様式第5号)に、消防団応援の店の名称及び所在地等の必要事項を記録するものとする。

(有効期間)

第6条 登録証及び表示証等の有効期間は、交付の日から優遇措置の終了までの期間とする。

(公表)

第7条 市長は、消防団応援の店の名称、所在地、優遇措置の内容その他必要な事項について、糸島市ホームページ等により公表を行う。

(表示)

第8条 消防団応援の店は、表示証等を事業所等の見やすい場所に表示することができるほか、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページ等に表示する場合は、表示証等の写しを拡大し、又は縮小して使用することができる。

(登録の取消し)

第9条 市長は、事業所等が偽りその他不正な手段により登録証及び表示証等の交付を受けたとき又は第4条各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消す。

(変更及び抹消申請)

第10条 消防団応援の店は、登録申請の内容を変更し、又は抹消しようとするときは、糸島市消防団応援の店登録変更・抹消申請書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(登録証及び表示証等の返納)

第11条 前2条の規定により登録の取消しを受け、又は抹消された消防団応援の店は、速やかに登録証及び表示証等を市長に返納しなければならない。

(利用者及び利用方法)

第12条 優遇措置を利用することができる者は、団員に限る。ただし、消防団応援の店が認める場合は、団員の同伴の家族その他の同伴者についても、団員と同様の優遇措置の提供を受けることができる。

2 市長は、団員に対し、糸島市消防団応援の店利用者証(様式第7号)(以下「利用者証」という。)を貸与するものとする。

3 団員は、優遇措置の提供を受けようとするときは、利用者証を消防団応援の店に提示しなければならない。

4 団員は、利用者証を複製し、偽造してはならず、かつ、他人へ売却、譲与又は貸与する等不正に利用してはならない。

5 団員は、利用者証を紛失し、若しくは汚損し、又は利用者証の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに利用者証再交付申請書(様式第8号)により再交付の申請を行うものとする。

- 6 団員は、消防団を退団した場合、利用者証を速やかに市長に返納するものとする。
- 7 団員は、優遇措置に関して消防団応援の店に強要する等の行為をしてはならない。
- 8 団員は、消防団応援の店に損害を与えた場合、その損害の賠償責任を有する。
- 9 市長は、団員が利用者証を不正に利用した場合、当該団員への利用者証の貸与を取り消すことができる。

(所掌)

第 13 条 この要綱に関する事務は、糸島市消防本部警防課において所掌する。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。